

意見書案第16号

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 小堤 修

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書（案）

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になり、90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効します。

1946年、創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に決めました。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることとなります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。

日本国憲法のもと75年間、平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が国際会議に参加せず、条約に反対し署名を拒否する姿勢は世界の世論に逆行するもので許されません。

1985年の「非核兵器平和都市宣言」は、その取手市民の意思を表したものです。私たちは、日本政府が核兵器禁止条約を早期に批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣 総務大臣 法務大臣
防衛大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣